



「インターネットを使った選挙運動を解禁する 改正公職選挙法」の聴覚障害者にとっての功罪

● 今月の読みとき人 ●

(一財)全日本ろうあ連盟 理事
情報・コミュニケーション委員会委員長・中橋 道紀

全日本ろうあ連盟は、今年の全国ろうあ者大会において参政権保障として、次のようにスローガンを掲げ、世の中に投げかけています。

- ・全ての政見放送に手話通訳及び字幕をつけることの義務付けを求める。
- ・中立・公正な立場である手話通訳者・士を「選挙運動に従事する者」とする公職選挙法の規定撤廃を求める。
- ・ろうの候補者が自らの公約を市民に伝え、円滑な選挙活動が行えるよう、ろう者の被選挙権の保障を求める。

1967 年 1 月に中野区立大和小学校で衆議院議員選挙の立会演説会があり、日本で初めて手話通訳がつきました。日本国憲法公布以来、候補者の政見には手話通訳が付かず選挙公報を頼りにしていただけに、画期的なものでした。しかし 1983 年に公職選挙法の改正により立会演説会は廃止され、テレビ政見放送になっても手話通訳の付かない状況が続きました。全日本ろうあ連盟が総力を上げて取り組む中で、ようやく 1995 年に参議院比例代表選挙政見放送に手話通訳が導入されたのです。

知事選挙の政見放送は、2011 年より導入し現在に至っています。近い将来参議院選挙区への導入も目指し、全ての政見放送に手話通訳をつけることはあと一息のところまで来ています。しかし、義務付けではありません。政見放送および経歴放送実施規定(総務省告示第 545 号)においては、政党及び候補者の任意に委ねるなど不十分なものです。

もう一つの課題は、手話通訳者は選挙運動員とみられ、本来あるべき姿「公正・中立」が損なわれています。また同法第 136 条の 2 (公務員等の地位利用による

選挙運動の禁止)との関連で、政見放送では公務員の手話通訳士が排斥されています。

全ての政見放送に手話通訳をつけることの義務付けと手話通訳士は中立・公正な立場であることを求めて、全日本ろうあ連盟、全国手話通訳問題研究会、日本手話通訳士協会による三団体政見放送検討委員会を結成し、総務省との交渉を続けています。

そんな折、今回の公職選挙法改正により、ネット選挙を解禁することになりました。パソコンを持つ若い者なら歓迎、パソコンを持たない中高年は歓迎しないと巷にこういう話があふれかえっています。ネット選挙に対する三団体政見放送検討委員会の見解はこれからですが、候補者のホームページにて低費用で手軽に宣伝するようになったとはいえ、候補者がアクセス者に訴えかける動画に手話通訳及び字幕を付ける規定があるわけではありません。公費の削減のためにネット選挙を解禁したと聞いているから尚更です。私たちは公費でネット選挙に手話通訳及び字幕を導入するルール作りが必要であると考えます。

もう一つ危惧していることは、今回の前進的な取り組みが進んでいる反面、私たちが積み重ねてきたものが一つ消えようとする動きがあっても不思議ではないことです。例えば、政見放送が始まった時、立会演説会を廃止したように。ネット選挙が広がればリアルタイムで候補者の公約をインターネット、ツイッター、フェイスブックで確認ができ、政見放送が役割を終えそうな気がしてなりません。しかし、こういう大きな流れを食い止めることはできません。では私たちは何をすべきか、やはり先に述べた通りネット選挙に手話通訳及び字幕導入の法制定が喫緊の課題であると、全日本ろうあ連盟内もしくは三団体政見放送検討委員会にて議論しなければならない時期がきています。

